

事 務 連 絡
令和5年9月28日

浜田市発注工事等受注者の皆様

総務部契約管理課

インボイス制度に伴う工事（委託）用請求書の対応について

平素は、浜田市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

それに伴い、浜田市（上下水道部除く）においては、下記のと通りの対応とさせていただきます。

何卒、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 工事（委託）用請求書については、様式は問いませんので自社の請求書（適格請求書可）を使用してください。
2. 前金払及び部分払の請求については、請求書の摘要欄にその旨を記載してください。
3. 現在、浜田市ホームページに掲載中の工事（委託）用請求書（参考様式）は削除させていただきます。併せて、契約時に請求書（参考様式）を配布していましたが、今後は廃止とさせていただきます。
4. 請求書の様式が必要な場合は、浜田市ホームページ（上下水道部インボイス対応請求書様式）をご利用ください。

浜田市HPトップページ>暮らし・手続き・まちづくり>住まい・上下水道
> 上水道 > 上下水道部からのお知らせ > 浜田市上下水道部のインボイス
制度への対応について（お知らせ）

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1674028023267/index.html>

問い合わせ先

浜田市総務部契約管理課

担当：佐々木・保田

（0855）25-9142（直通）